

第 6 7 号議案

令和 4 年 3 月 8 日
総 務 課

令和 4 年度労働基準監督業務の実施計画について

東京都人事委員会が実施する令和 4 年度の「職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権行使」に関する実施計画を下記のとおり決定する。

記

1 基本的考え方

労働関係法令の遵守のため、書面調査に加えて実地調査を実施し、職員が働き続ける上で、病気や事故により、心身の健康を損なうことを防止する。各事業場における職員の安全衛生管理体制等について、現場の実態を十分に把握した上で、適切な指導を行っていく。

2 重点指導事項

(1) 年次有給休暇等の取得促進

職員の疲労蓄積を防ぎ、健康・安全な勤務状況とライフ・ワーク・バランスの推進を目指すため、年次有給休暇の取得促進・夏季休暇の完全取得が図れるよう、休暇を取得しやすい環境づくりの取組に向けて指導する。

(2) 超過勤務の縮減と職員の健康管理体制の強化

過重労働による職員の健康障害防止の観点から、超過勤務の縮減について、法令等に基づき指導を進めるとともに、産業医の面接指導の徹底やストレスチェックの実施状況の確認等、メンタルヘルスの視点を含めた職員の健康管理に係る措置の確実な実施を指導する。

(3) 職員が安心して働くことができる職場環境の整備促進

職場における職員の安全確保と事故の未然防止や地震等による二次災害防止の視点を踏まえ、書架類や薬品棚等の転倒防止対策、機械や薬品及び危険物の適正な管理、機械や施設の経年劣化等による危険性の排除などについて、確実に指導する。

3 実施内容

効果的・効率的な指導監督を実施するため、全事業場を対象とした勤務状況調査を実施する。その結果を踏まえて、実地調査としての定期監督調査及び安全・有害物調査を実施し、指導・監督を行う（年間実施計画は、別紙1「令和4年度労働基準監督業務の年間スケジュール」のとおり）。

(1) 書面調査（勤務状況調査）

ア 目的

対象の全事業場に対し、書面による調査を行い、職員の勤務概況を把握するとともに、実地調査の事業場選定の基礎資料とする。

イ 調査区分、調査内容及び実施事業場数

| 区 分 | 調 査 の 内 容 | 実施事業場数 |
|-----------|---|--------|
| 労働基準法関係 | 職員の勤務時間、休憩、休日、年次有給休暇及び時間外勤務等の勤務条件に関する事項 | 766 |
| 労働安全衛生法関係 | 職場の安全と衛生管理体制に関する調査、職場の機械器具の保有状況及び有害物の保管状況に関する事項 | |

ウ 調査実施時期

令和4年4月～5月とする。

エ 調査結果の取扱い

当該年度のみならず、過去5年間のデータから経年で比較し、傾向を分析した上で調査結果を報告し、都の事業場における労働安全衛生に関する資料として、今後の定期監督指導、人事委員会勧告等の参考とする。

(2) 実地調査

ア 目的

調査事業場を選定し、職員の勤務条件の維持確保並びに職員の安全及び健康の確保のため、事業場に立ち入り、使用者が労働基準法等に基づき遵守すべき事項等について調査を行う。

イ 実施事業場

(ア) 実施事業場数

| 区 分 | 調 査 の 内 容 | 実施事業場数 |
|----------|--|--------------------|
| 定期監督 | 職員の勤務時間、休憩、休日、年次有給休暇及び時間外勤務等の勤務条件並びに職場の安全と衛生管理体制に関する事項 | 60 |
| 安全・有害物調査 | 職場の機械器具、爆発性の物及び電気設備等の使用状況に関する事項 有害物等の使用、保管状況に関する事項 | 概ね30程度 定期監督時に実施 |

※ 実施事業場数については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、必要に応じて、見直すこととする。

(イ) 任命権者別内訳

| | | | |
|-------|----|-------|----|
| 知事部局等 | 18 | 都立学校 | 20 |
| 警視庁 | 14 | 東京消防庁 | 8 |

(ウ) 任命権者ごとの事業場の選定は、重点指導事項、勤務状況調査の結果、過去の実施状況等を考慮して決定する。

(エ) (ア)の実施事業場のほか書面調査の結果等を勘案し、別途必要な調査を行う。

ウ 調査内容

別紙2「定期監督等の指導基準」を踏まえ、勤務状況調査の結果のほか、過去の指導監督の実施状況等を考慮して調査を実施する。その際、重点指導事項や新たな取組等についても、ヒアリングを行う。なお、調査の実施に当たっては、調査方法等を工夫し、滞在時間の短縮に努めるなど、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。

エ 実施時期

令和4年5月～12月とし、調査日は任命権者と調整の上決定する。

※ 実施時期については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、必要に応じて、見直すこととする。

オ 改善指導

調査結果を委員会に報告し、当該事業場の所管局長及び任命権者あて通知を行うとともに、改善の必要のある事項については、期限を付して、改善状況の報告を求める。あわせて、所管する他の事業場に対しても同様に指導、助言、支援等、必要な措置を行うよう求める。

また、報告の結果、当該事業場の改善状況がなおも基準を満たしていない場合は、引き続き、期限を付して、改善状況の報告を求める。

カ 特定機械等の検査

特定機械等（ボイラー・クレーン等）の落成検査、変更検査及び使用再開検査を申請ごとに実施する。

あわせて、職員の危険を防止する観点から、特定機械等が設置されている場所等の作業環境管理及び作業管理について指導を行う。

(3) 緊急調査

災害発生、重大事故、労働基準法違反の疑い等の事象が起こった場合などについては、緊急に実地調査に入り、指導・監督を行う。

4 会計年度任用職員に対する調査の取扱いについて

(1) 職員の勤務条件に係る調査項目は、常勤職員の勤務条件と異なることから、常勤職員とは別の区分を設けて調査を実施する。

(2) 施設等の職場環境に係る調査項目は、常勤職員・会計年度任用職員の区別なく、調査を実施する。

令和4年度 労働基準監督業務の年間スケジュール

| 内容 | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
|-----------|--|--------------------------------|----------|----------|---|---------------------|------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|---|---------------|---|
| 定期監督等 | 実施計画等 | ○調査対象事業所選定 学校・知事本庁 事業所選定 | | | | 消防・警察・知事出先 事業所選定 | | | | | | | ★ | |
| | | ○翌年度実施計画 | | | | | ★ | | | | 適用事業場 調査・決定 | | 翌年度実施 計画作成 | |
| | 知事部局等 | ○本庁事業場（7箇所） 6月下旬～7月下旬調査予定 | | | | 調査 実施 | 調査結果 報告 | | | | | | | ★ |
| | | ○出先事業場（11箇所） 11月～12月上旬調査予定 | | | | | | | | 調査 実施 | 調査結果 報告 (知事・ 警察) | ★ | | |
| | 警視庁 | ○本庁・警察署（14箇所） 10月～11月上旬調査予定 | | | | | | | 調査 実施 | | | | | |
| | 東京消防庁 | ○本庁・消防署（8箇所） 9月～10月上旬調査予定 | | | | | | 調査 実施 | 調査結果 報告 (消防・ 警察) | ★ | | | | |
| 都立学校 | ○都立高校、特別支援学校等 (20箇所) 5月中旬～7月下旬調査 | | 調査 実施 | | | | | | | | | | ★ | |
| 安全・有害物調査 | ○定期監督と同時に実施 (30箇所程度を予定) | | 調査 実施 | | | | | 調査 実施 | | | | | | |
| 勤務状況調査 | ○適用全事業場（766箇所） に対し実施 ○過去5年の調査結果を定期監督 調査結果報告時に活用 | 調査 実施 | | 結果 集計 | | 調査結果 報告 | ★ | | | | | | | |
| 緊急調査 | ○重大事故、法令違反の疑い等の 事象が起こった場合に緊急に実施 | ←----- (随時実施) -----> | | | | | | | | | | | | |
| 特定機械等の検査等 | ○各届出時に実施 | ←----- (随時実施) -----> | | | | | | | | | | | | |

★ [] は、委員会付議事項

定期監督等の指導基準

| 調査項目 | 指導基準 |
|-----------------|--|
| 勤務時間の割振り | 変形労働時間制職場の勤務の割振り、休憩時間の自由利用 |
| 週休日 | 法定週休日52日の確保、振替手続 |
| 年次有給休暇 | 事業場平均15日取得(警視庁は7.5日取得) |
| 夏季休暇 | 5日取得 |
| 超過勤務 (時間外勤務) | <p>【原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員個人の月間実績45時間 ○職員個人の年間実績360時間 <p>【特別な事情のある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人当たり年間平均360時間(事業場平均) ○職員個人の年間実績720時間 ○職員個人の月間実績100時間 ○過去2ヶ月間ないし6ヶ月間のいずれかの平均実績80時間 |
| 健康診断 | 一般健康診断(法定健診)受診率100% |
| 衛生委員会 | 委員会設置規程、委員構成(議長を除き労使同数)、年4回以上開催 |
| 衛生管理者 | 選任報告の届出 |
| 産業医 | 選任報告の届出 |
| 休養室 | <p>男女別の休養室の設置(該当事業場は必置)</p> <p>(事務所衛生基準規則第21条)</p> <p>事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなくてはならない。</p> |
| 気積 | 一人当たり10m ³ |
| 照度 | 精密な(パソコン)作業300ルクス以上(事務所則10) (一般的な事務作業300ルクス以上(令和4年12月1日~)) |
| その他 | 法令、規則等で基準の定めがあるものは確認 |

職場における労働衛生基準が変わりました

～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

- **作業面の照度【事務所則第10条】** ※令和4年12月1日施行
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。
- **便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。
便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
- **救急用具の内容【安衛則第634条】**
作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

| 主な項目 | 見直しのポイント |
|----------------------------------|---|
| 照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行) | <ul style="list-style-type: none">・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。<ul style="list-style-type: none">一般的な事務作業(300ルクス以上)付随的な事務作業(150ルクス以上)・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。 |
| 便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。 | <ul style="list-style-type: none">・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所^{注)}を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 <p>注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。</p> |
| シャワー設備等 | 設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。 |
| 休憩の設備 | 事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。 |
| 休養室・休養所 | <ul style="list-style-type: none">・随時利用が可能となるよう機能を確保する。・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。 |
| 作業環境測定 【事務所のみ】 | 一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。 |
| 救急用具の内容 | 作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。 |